

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和2年度第2回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和2年8月18日（火）午後3時00分から午後4時50分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員  
秋山千晶，大津順一郎，川島佑介，川瀬武彦，軍地美代，小林弘子，鹿倉よし江，中村博，百武幸子，藤原喜延，保立武憲，堀井武重，吉田勉，吉原悦子  
(氏名五十音順)
  - (2) 執行機関  
園部孝雄，熊田泰瑞，櫻井和則，嘉成将大，渡辺慧，畠山明子，北條佳孝，出沼大，介川忠明，天野純一，梅澤正樹，佐々木信也，小川邦明，海老澤佳之，渡邊徳子，清水健司，櫻井学，柴崎佳子，細谷潤，砂川和敏，鬼澤英一，鈴木功
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況について(公開)
- 6 非公開の理由  
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - ① 令和2年度第2回行政改革推進委員会質問一覧表
  - ② 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況に対する質問及び回答
- 9 発言の内容  
**○事務局** 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和2年度第2回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は、14名でございます。なお、\_\_\_\_委員は御都合により、欠席との御連絡がございました

ので、御報告いたします。なお、本委員会は、定足数に達しております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。資料①「令和2年度第2回水戸市行政改革推進委員会質問一覧表」及び資料②「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況に対する質問及び回答」を配付しております。資料に不足がある場合は、お知らせ願います。なお、1点お知らせがございます。前回の委員会にて配布しました資料⑥「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画」について、13ページの【インターネットモニターアンケートの実施】の、令和元年度実績が10件となっておりますが、9件の誤りでありましたので訂正をお願いいたします。

それでは、議事進行は、水戸市行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づき、\_\_\_委員長をお願いいたします。

○\_\_\_委員長 それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。本日は、傍聴人はなしです。水戸市会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。\_\_\_委員と\_\_\_委員をお願いいたします。

それでは、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況につきましては、前回の委員会において事務局から説明があり、あらかじめ委員の皆様から御質問をいただいておりますので、本日は、まず、質問に対する回答を担当課からもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいておりますが、関連する質問が終了したところで退席していただきます。それでは、五つの大きな柱ごとに進めてまいります。

初めに、第1の柱「質の高い市民サービスの提供」の質問です。まずは項目1の窓口サービスの見直しについて、情報政策課よりお願いします。

○情報政策課 それでは、回答させていただきます。コンビニ交付の導入の、戸籍システム入替時の導入検討についての御質問でございました。コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等で証明書を受け取ることができるサービスです。令和2年8月現在、本市では、住民票の写し、印鑑登録証明書及び市県民税課税証明書を対象とし、サービスを実施しております。戸籍に係る証明書のコンビニ交付につきましては、現在利用している戸籍システムにおいて大規模なシステム改修が必要となるとともに、コンビニ交付のための新たなハードウェアも準備する必要があります。これらの対応には、多額の費用を要することから、本市では、戸籍についてはサービスの対象外となっております。今後、令和5年度の戸籍システムの契約満了に合わせ、各中核市におけるシステム構築費用を調査するとともに、サーバ等のハードウェア構成の見直しを進めることにより、コンビニ交付機能の実現に向けた検討を進めることとしております。以上でございます。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。続きまして、みとの魅力発信課より、項目2水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実についてお願いします。

○みとの魅力発信課 職員の意識改革の取組について御回答いたします。基本研修第一部課程で行っている「みとの魅力発信について」は、みとの魅力発信課の事業の内容、茨城県

における情報環境、情報発信の背景となっている考え方等を講義するもので、人事課からの提案により 2013 年より始めたものです。行政組織は、民間企業と異なり、広報部門に全ての事業の広報を委ねているわけではないため、事業によっては担当課が直接情報発信を行うことも多い状況です。このことから、個々の職員において、広報の考え方等について認識を持つことが必要であるものと考えています。ただし、基本研修第一部課程は新規採用職員を対象としたものであるため、当該講座については、あくまで、みとの魅力発信課の事業のうち、情報発信に係る部分について概要的に説明すること、情報発信に対する興味関心を喚起することに主眼を置いており、その意味では「職務の具体的な場面でいかされているか」ということについては、明確に答えることは難しいです。管理職を含めた職員に対する取組については、過去にニュースリリースの書き方についての講座は別途開催したことがあり、ニュースリリースの発行が増加するなど一定の効果がありました。このこととは別に、フィルムコミッションにおける活動や、流山市の事例などから、シティプロモーションにおけるインナープロモーションの重要性、つまり、地域外へ地域の魅力に関する情報発信をする際に、地域内にも同様の情報が伝わり理解されていないと、地域外へ発信した情報の効果が希薄になる、ということから、地域内への情報発信について、どのように確立すべきか、ということ課題と捉えています。足立区において、希望する職員に対し、写真、デザイン、ライティングなどについて講義を行うなどの取組により、区の発信する情報が伝わりやすくなり、その結果、区民アンケートにおいて「足立区に誇りを持っている」との答えの割合が向上した、との事例があることから、情報発信におけるテクニク的な部分について実践できる職員を増やすための研修について、現在準備中です。ただし、現在、新型コロナウイルス感染症に係る情報発信に人や時間が取られていることから、検討は中断している状況でございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。同じくみとの魅力発信課より、項目 4 の市民意見の反映についてお願いします。

○みとの魅力発信課 市民懇談会の開催方式について回答いたします。市民懇談会につきましては、昭和 59 年度に、市民が主体となって自主的に運営していく、地域のまちづくり等の意見交換や提案の場として、それまでの市政懇談会を発展させ、開催しているものです。平成 17 年度までは定期的に水戸市住みよいまちづくり推進協議会の全地区会を巡る形で開催しておりましたが、平成 18 年度に一部公募制を導入し、平成 19 年度から全面的に公募制へ移行いたしました。平成 23 年度からは、公募制に代え、4 年の間に各地区 1 回の開催とし、平成 27 年度から平成 30 年度まででは、32 地区、延べ 2,128 人の参加をいただきました。令和元年度からは、各地区会からの「懇談会の開催が地区会の負担となっている」との御意見をもとに、地区会からの自主的な開催要望に応じて開催するとともに、市民懇談会の開催の有無に関わらず、随時、地域からの提案や要望等の受付を行っていることを、改めて地区会へ御案内いたしました。その結果、令和元年度は開催希望のあった 1 地区会において開催したところですが、今後は、地区会の負担を軽減した形での市民懇談会の開催について

引き続き各地区会に呼びかけていくとともに、複数の地区会が参加し各地区会共通のテーマについて意見交換を行う等、新しい形での開催も模索してまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして行政経営課より、項目4の市民意見の反映の中の、附属機関への市民参画の拡充についてお願いします。

○**事務局** 資料②の5ページ、附属機関への市民参画の拡充について、質問の内容としましては、附属機関の公募率が70パーセントに達しなかった理由、目標を設定しつつも、非公募附属機関の決定を行うということとの関係、公募方式を採用できない附属機関はどのようなものだったのか、また、附属機関の女性委員の登用率についてどのように認識して取り組んでいるのかの2点でございます。回答でございますが、本市におきましては、平成30年度に、附属機関79機関のうち、法律及び法律に基づく命令の規定により委員を選任する場合や、専門的な見地から審議を行う附属機関の委員を選任する場合などを除き、43機関について公募委員の活用が可能と判定し、各機関の委員改選時に公募を実施することとしたところです。公募判定とした43の附属機関には、公募率算定の基準日である令和2年1月1日時点で附属機関の開催の予定がなく、委員を委嘱していない16の附属機関が含まれているため、これを除外し、令和元年度における「公募対象機関数」を27機関としております。この27機関のうち、「公募済機関数」は14機関であり、令和元年度は、「公募済機関数」14／「公募対象機関数」27となり、公募率が約52パーセントとなったものです。公募率が70パーセントに達しなかった理由については、委員の改選を見込んでいた附属機関において、事務局との連携不足により公募を経ずに委員改選を行ってしまった附属機関や、令和2年1月1日までに委員改選が済んでいない附属機関があるためでございます。附属機関の女性委員の登用率については、男女共同参画宣言都市として女性の社会参画を促進するため、「水戸市附属機関の設置及び運営に関する指針」において、附属機関の女性委員の割合が令和5年度末までに40パーセントになるよう努めることに留意する旨を明記し、指針を庁内に周知しております。

○**委員長** ありがとうございます。同じ項目について\_\_\_\_委員より御質問がありましたので、引き続き行政経営課よりお願いします。

○**事務局** 引き続き回答いたします。\_\_\_\_委員より、項目4の市民意見の反映の中の、附属機関への市民参画の拡充について御質問をいただきました。1点は、公募率が目標値に達していないのはなぜかという御質問で、\_\_\_\_委員長と重複している内容でしたので、回答に代えさせていただきます。2点目は、水戸市行政改革推進委員会では、公募委員は3名で、全体委員（15名）の20パーセントですが、この割合の理由と、公募における問題点についての御質問でございます。回答でございますが、附属機関の公募委員の割合について、附属機関は、市長などが判断や決定を行う際に、主に専門的な見地から意見や助言をする立場であり、通常、条例でその委員の選出区分が関係団体の役職員、学識経験者など規定されており、個々の附属機関の特性により異なりますが、公募による委員は、おおむね10パーセントから20パーセント程度に設定しております。公募における問題点については、附属機関への

市民の関心、特に若い世代の関心が低いことが挙げられます。そのため、公募要項を市報及びホームページに掲載するとともに、市内の大学への配布を行いました。今後も、公募委員の募集に当たっては、さまざまな工夫に努めてまいります。

○**\_\_\_委員長** ありがとうございます。次は、私と\_\_\_委員からの質問です。行政経営課より、項目5の中核市移行の推進についてお願いします。

○**事務局** それでは、資料②の7ページを御覧ください。\_\_\_委員長からの御質問でして、中核市移行についての市民への周知、市民からの反応などをどのように認識しているか、という内容でした。回答としましては、令和2年4月1日から本市は県内初の中核市へ移行し、これまで県が担っていた約2,600項目の事務権限が本市へ移譲されました。これにより、これまで県と市がそれぞれ実施してきた関連性のある事務を一体的に行うことによる、窓口の一元化等、市民サービスの向上が期待できます。中核市移行に関する市民への周知については、市報で中核市移行の特集記事を掲載したほか、「中核市移行の概要」や「中核市窓口案内パンフレット」を作成し、ホームページに掲載するとともに、中核市窓口案内パンフレットについては、各出張所や各市民センターで配布しております。また、中核市移行のポスターやのぼり旗を市役所や各出張所に設置するとともに、水戸駅南口ペDESTリアンデッキに横断幕を設置しました。市民からの反応については、中核市移行後に、「中核市になるとどのようなメリットがあるのか」「そもそも中核市とは何なのか」といった問合せが行政経営課にございました。また、新聞やニュースを見て、水戸市が中核市へ移行したことを初めて知ったという市民もいたことから、本市の中核市移行について、丁寧な説明と周知に努めてまいります。

続きまして8ページを御覧ください。\_\_\_委員から、都市のイメージアップや、その情報発信について、目指すべき成果の具体的目標数値などはあるのかという御質問です。回答でございますが、委員の御指摘のとおり、本市の中核市移行により、都市のイメージアップや情報発信の強化などの取組が一層重要になると認識しております。このため、前期実施計画においても実施項目として位置付け取り組んでまいりました水戸の魅力発信について、後期実施計画でも情報発信の充実として引き続き実施項目に位置付けております。その具体的な取組内容と目標設定については、後期実施計画の4ページに記載したとおり、各種広報媒体の充実を図るほか、ICTの進化等を踏まえ新たな情報発信ツールの研究・試行を行うとともに、ニュースリリースの強化として年間の件数を数値目標として定めております。今後も、後期実施計画に定めた実施内容を着実に実施していくことにより、都市のイメージアップや水戸の魅力の情報発信の強化に努めてまいります。以上でございます。

○**\_\_\_委員長** ありがとうございます。それでは、第1の柱について回答をいただきましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○**\_\_\_委員** 市政モニターという制度は今でも行っているのかということと、市政モニターのかたの出す意見と市民懇談会の意見とで相違があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○**みとの魅力発信課** 市政モニター制度については現在も実施しております、20歳から34歳までの若い年齢層のかたを対象に、令和2年度は10名のかたがたに委嘱しております。市政モニターの皆様には、いろいろな会議に出席していただき、年度末には市への御提言を提出していただく予定で進めております。市民懇談会との意見のすみわけについては、それぞれ何について御意見をくださいという形で進めておりますので、偏っているということはないかと考えております。

○**委員** 昔の市政モニターのように、市の施設見学をして終わってしまうようなことはないですか。

○**みとの魅力発信課** 昨年度につきましては、施設見学等は行っておりません。どのような提案をしていただくか、市政モニターの皆様に検討いただいております。

○**委員** 市政モニターをされたかたの提案は広報されていますか。

○**みとの魅力発信課** 水戸市ホームページに、提案内容と市からの回答を掲載しております。

○**委員** 以前のように、区域ごとに市政モニターを選出するというやり方ではないのですね。

○**みとの魅力発信課** はい、そうです。

○**委員** それはどういう理由からですか。昔は、例えば泉町や五軒町といった区分から出てもらって、道路を直してほしいとか、ここに信号をつけてほしいといった意見が多かったのですが、今は違っているということですか。

○**みとの魅力発信課** 以前の、各地区から1名ずつ選出していた時は年齢制限を設けておりませんでした。平成28年度から子育て世代を中心に、年齢をある程度絞って募集をかけております。

○**委員** わかりました。

○**委員長** その他にはありますか。

○**委員** よろしいですか。水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実についてですが、情報発信の充実についていろいろされているのは分かるのですが、水戸のイメージが明確になっていないと感じます。他の地域の人と話していると、水戸と言えば偕楽園だろうと、それだけになってしまう。それだけではない、他にもあるのだと説明するのですが、水戸に住んでいる人が水戸の良さを思うのと、他の地域の人が水戸や茨城のことを思うのではイメージが食い違っていると感じます。その辺りのことを検討していただき、内容を吟味して情報発信を行っていただきたいと思います。それからホームページについてですが、私の住んでいる地域も高齢化が進んでいまして、ホームページを見られないというかたもいらっしゃいます。そのため、回覧板などで説明書きを入れて回しています。

○**委員長** 発信する情報の内容を検討したほうが良いということですか。

○**委員** そうです。そういったことを含めて検討していただけるといいかと思います。

○**みとの魅力発信課** お話にありましたとおり、他の地域のかたが知っている水戸と、水戸

市に住むかたの知っている水戸とは少しずれがあるかとは思いますが。我々としては、市内向けのPRにも力を入れて、陳腐化しないような情報発信を行っていきたいと考えております。

○\_\_\_委員 よろしく申し上げます。

○\_\_\_委員長 地域外へ情報発信するときは、地域内にも同様の情報が伝わり理解されていないと、地域外へ発信した情報の効果が希薄になると資料②の2ページに記載されていますが、課題として認識されているということですね。

○みとの魅力発信課 はい。

○\_\_\_委員長 次に私からよろしいですか。附属機関の公募率が70パーセントに達しなかったことについて、目標設定が良くなかったのか、あるいはその後の取組が良くなかったのでしょうか。

○事務局 目標は、附属機関の場合は任期が2年ないし3年となっていることから、公募を活用できる附属機関であると判定できた時点で、今後2年あるいは3年で100パーセント達成できそうだと見込みまして、改選時期から逆算して昨年度ならば70パーセント、次の年には100パーセント達成できるだろうと見込み、設定しました。昨年度の取組として、年度当初に改選時期を迎える担当課に対して、附属機関の改選時期を迎えますので、公募委員の活用につきまして配慮願いますという文書も出したのですが、日々の業務に取り紛れてしまい、従来どおりに委員を選定してしまったケースがありました。

○\_\_\_委員長 目標設定そのものは合理的に行ったが、担当課のほうでできていなかったということですか。

○事務局 事務局との連携がうまくできていなかった部分はあると思います。我々も今後はしっかりとやっていきたいと思っております。

○\_\_\_委員長 よろしく申し上げます。それ以外に御質問等ございますか。

<意見なし>

○\_\_\_委員長 それでは、第2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」です。項目6の協働の体制づくりの中の、協働に関する市民アンケートの実施効果について、市民生活課よりお願いします。

○市民生活課 市民生活課より回答いたします。質問内容は、市民アンケートを毎年行っているが、その結果どういったことが明らかになったかというものでした。回答としましては、市民アンケートにつきましては、協働のまちづくりへの取組や地域課題の認識など、協働への意識等について、情報収集を行ってきたところであります。アンケート内容からは、市民と行政が協働で取り組むことの必要性あるいは有効であると考えている意識の高さや、福祉や地域の安全などの分野に求めていることが明らかになり、協働に関する施策へ反映させるための一助となっています。また、令和元年度には協働情報発信機能である市民活動情報WEBサイト「こみっと広場」への団体登録数の増加策や、平成30年12月に水戸市役所本庁舎内に開設した市民協働会議室「こみっとルーム」の活用策の提案もいただいたところ

であり、今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

○**委員長** ありがとうございます。同じく項目6協働の体制づくりの中の、地域円卓会議の実施効果について、市民生活課よりお願いします。

○**市民生活課** 地域円卓会議の内容、具体的な政策立案への反映などの成果についてと、もう一つは協働推進員の役割・ねらい、研修の内容、具体的な成果について御質問をいただきました。回答としては、地域円卓会議につきましては、平成27年4月に策定した水戸市協働推進基本計画(第2次)を受け、平成28年度から平成30年度にかけて実施に向けて検討を行ってきたところであり、令和元年度には、地域の課題解決に視点をあて、「青少年が抱える問題」「各地区、各団体の活動を知ろう」をテーマに、地区会やNPO法人、子育て団体のほか、学校や行政のさまざまな団体等が集い円卓会議を開催してまいりました。会議では、それぞれの特性を生かした連携・協力の可能性を模索し、活動の質と幅を広げるため活発な意見が交わされ、各々の立場と、さまざまな視点を一つの提案に導いていく意識と手法の醸成に繋がったと考えております。一方で、市民活動団体からの提案や意見を具体的に政策立案化へ結び付けていくことが今後の課題であると考えております。協働推進員については、市民活動団体からの協働事業の提案や、市民活動団体に対して協働事業の周知を行う窓口となり、協働を円滑に推進するために庁内各課に配置しています。また、協働の必要性や効果などの知識を習得するため、協働事業を行う市民活動団体の活動発表会や、コミュニケーション力養成を目的とした研修会への参加により、協働推進員のコーディネート能力の向上を図っております。

○**委員長** ありがとうございます。引き続き市民生活課より、項目7の地域に関わる担い手の育成についてお願いします。

○**市民生活課** 地域コミュニティプランに基づく活動の支援の内容として、支援策とそれを展開していくことが必要と思われるがどうか、という御質問でございます。回答としましては、地域課題が複雑・多様化する中、豊かな地域社会をつくるためには、地域のことを一番よく知っている地域住民が、まちへの愛着心・愛郷心を持ち、自らが主体となってコミュニティ活動を進めていくことが重要であります。地域コミュニティプランは、地域住民が主体となったコミュニティ活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などをまとめたものであり、平成27年度に市内32地区全地区(当時)で作成が完了いたしました。その後、各地区における地域コミュニティプランの実現に向けて、市主催で研修会を開催するとともに、住みよいまちづくり推進協議会の広報紙「みんなの水戸」において各地区の取組の紹介を行うほか、各地区からの要望に基づき市職員を派遣して研修を行うなど、積極的に支援を行ってまいりました。また、運営経費への支援として、地区広報紙の発行やスポーツ大会やお祭りの運営等に対し、毎年度、各地区に20万円の補助金を支出しております。委員より御提言のとおり、コミュニティ活動の更なる支援は、コミュニティ活動の活性化を図るために必要なことだと思います。今後は、各地区のニーズを踏まえるとともに、他の地方公共団体におけるコミュニティ活動への支援策を研究するな



ど、地域コミュニティプランの実現に向け、より一層の支援を検討してまいります。なお、地域コミュニティプランは、平成 27 年度に全地区で完成しましたが、平成 31 年度に内原地域が 3 地区（鯉淵・妻里・内原）へ分割したことから、今後、3 地区において個別に計画を策定する予定であります。

○委員長 ありがとうございます。次も市民生活課です。項目 9 協働事業の充実についてお願いします。

○市民生活課 協働事業提案制度の中で、行政課題提示型と自由提案型の違いと、提案された内容やその具体的な施策への反映はどのようなものか、また、単年度で終了するもの以外もあると思われるが、その取扱についての御質問でございました。回答としましては、行政課題提示型は、本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、協働で取り組みたい事業を行政テーマとして行政から提案を求めるものです。自由提案型は、行政課題や分野を限定せずに協働により解決したいと考える課題について事業提案をいただくものです。二つの型で事業提案をいただきますが、いずれも事業内容に関連する担当課と連携いただき、事業内容を精査しながら、相乗効果が期待できるモデル的、先駆的な内容にさせて、まちづくりにつなげているものです。具体的な例を挙げますと、行政課題提示型では「渡里湧水群の保全と活用」事業により地域環境美化の推進及びごみ減量化を図り、また、自由提案型では「スマイルアースプロジェクト～外国人も日本人も住みやすい地域をつくる～」事業により、交流イベントや広報活動を通して異文化理解を図るなど、さまざまな事業が実施されてきました。協働事業提案制度を活用した事業期間は、原則として単年度ですが、継続事業として 3 年間まで再度提案することができます。4 年目以降については、担当課の委託事業又は他の助成金を活用することで継続している事業もあります。

○委員長 副委員長からも同じ項目について御質問がありましたので、併せて御回答をお願いします。

○市民生活課 はい。協働事業提案制度につきましては、市民活動団体から提案いただいた事業について、事業担当課と調整のうえ提案書を作成し、諮問機関である水戸市協働推進委員会での審議を踏まえて採択し、事業の実施を行っているものです。平成 28 年度と平成 29 年度については、目標値以上の提案がある中で不採択となった事業があります。平成 30 年度以降は、不採択による市民活動団体の意欲低下を防ぐため、提案書作成前に事業担当課と綿密な調整を行い、提案内容の熟成を図ったうえで、審議いただいているところであります。提案団体名や事業内容は全て本市の WEB ページに掲載しておりますが、市内に事務所又は活動場所があり、会則等を有し、組織としての実態が確認できる N P O 法人やボランティア団体、地域コミュニティ団体及び非営利の社会貢献活動を行う企業など提案内容に則した団体から提案があります。提案内容については、学校教育や福祉、環境保全、経済活性化、国際交流、防災など多岐に渡っており、市民活動団体及び行政が考えている課題の解決や、よりよいまちづくりに取り組んでおります。

○委員長 ありがとうございます。第 2 の柱については以上でございます。私から質

問ですが、資料②の10ページにあります地域円卓会議とはどのような人が参加していますか。

○**市民生活課** 地域円卓会議は令和元年度に初めて開催しまして、青少年が抱える問題等をテーマとしておりました。分科会を開催しまして、青少年育成会、住みよいまちづくり推進協議会、NPO法人、福祉団体、教員、市議会議員等が入り、59名で開催しました。

○**委員長** 参加者はどのように選ぶのですか。

○**市民生活課** テーマに合わせて、こちらからお声がけをさせていただきました。今後につきましては、テーマを挙げた中で参加できる団体から申し込んでいただける形をとれば良いと考えておりますが、それについてはまだ調整中でございます。

○**委員長** 新しいタイプの意見を聞く場だと思うのですが、青少年の問題と、各地区・各団体の活動と、二つのテーマで行ったのですか。

○**市民生活課** 会議としては同じ日に二つのテーマで開催しました。

○**委員長** 開催したのは1回ですか。

○**市民生活課** 2回目については、ボランティア団体のみ集まっていたいただいて、それぞれがどのような活動をしていくのか、どちらかという意見交換のような場になってしまいました。いろいろと手法を試している段階です。

○**委員長** いろいろな形があって良いかと思えます。去年は2回行って、テーマを変えて今年も行っていくということですね。

○**市民生活課** はい。ただ、新型コロナウイルス禍の中でどのような対応ができるか、今後の進め方について検討していきたいと思えます。

○**委員長** ありがとうございます。その他に質問はありますか。

○**副委員長** よろしいですか。市民との温度差はどうなっているかが気になります。市役所は市民参画をかなり熱心に進めていると思うのですが、それについて市民側がどう思うかお聞きしたいと思います。というのは、今日のような市民参画は1960年代のアメリカで誕生して、公民権運動の中で市民が市役所に意見する、市役所はやや抑圧的に対応するというのが市民参画の起源と私は理解しております。今日では、市役所のほうも町内会や地域団体を活用していきたいと考えている、しかし、それが根付いていないのが実態だと思います。行政側としては市民側から積極的に意見を出してほしい、公募にも応募してほしいというスタンスでいるが、実際のところは笛吹けど踊らず、という状況が全国各地で報告されています。水戸市では市民の反応はどういう感じだと認識されていますか。

○**市民生活課** データがないので、感覚的な話になってしまいますがよろしいですか。

○**副委員長** はい。お願いします。

○**市民生活課** 水戸市では市民協働部という部署を設置して、協働都市宣言を行っております。先ほどの御質問の中にもありました協働事業提案について、極端に伸びているわけはありませんが、幅広いジャンルの中で提案していただいております。ただ、それが全市民に浸透しているかという点とまた別の話ですが、熱意のある人は少なくないと認識しております。

す。

○**副委員長** ありがとうございます。幅広い分野に関心が広がっているのは、非常に良いことだと思いますので、それをいかしていければ良いと思います。

○**委員長** 公募委員への応募は多いのですか。

○**市民生活課** 目標に達していないという実情からすると、決して多いわけではないです。その中で市民団体だけが行いたい事業というものがありまして、私たちが目標としているのは協働ですので、その目的を明確にしたうえで精査して、提案の数を出しております。ですので、公募すれば目標値より高いかもしれないですが、実際に審議会へ提案している件数としては、目標に達してはいませんでした。

○**委員長** わかりました。他にはありますか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」です。項目13 保育所・幼稚園の適正配置について、**委員**と**副委員長**から質問がありました。幼児教育課よりお願いします。

○**幼児教育課** 幼児教育課より回答させていただきます。**委員**より、保育所への入所の優先要件に、水戸市又は近隣の市に、子供の世話が可能な祖父母がいないことを入れてはどうかという御意見でございました。保育所入所に伴う利用調整は、国の「児童福祉法に基づく利用調整の取扱いについて」の通知に基づき、保育の必要度に応じた利用調整を行うため、利用者ごとに保育の必要性に応じた指数づけを行うこととされており、本市でもこの通知に基づいた運用を行っております。入所要件に際してはさまざまな要件があることから、「水戸市又は近隣の市に、子供の世話が可能な祖父母がいないこと」のみをもって優先にすることはできませんが、指数づけ及び利用調整を行う際には、祖父母の状況も考慮要素とすることが求められていることから、同居の有無、年齢、就労状況、心身の状況などさまざまな点を考慮し、今後も公平な利用調整に努めてまいります。

○**委員長** 続けて、**副委員長**の質問への回答もお願いします。

○**幼児教育課** はい。民間保育所・小規模保育園の拡充によって待機児童を減らす方針に基づき、ある程度待機児童を減らすことができたとのことだが、質の問題についてどう考えているのか、また、保育士の働き方が劣悪である問題、効率的な施設運営、保育園は今後需要が見込まれるので長期的な視点に立って、大規模な保育園の設置を目標にすることが、真に効率的な行政運営かと思うがいかがか、という御質問でした。保育所、小規模保育事業所等の認可施設では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に基づき運営が行われ、保育内容については厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」により保育を行っており、外部評価を受けるなど、良好な保育を提供するため、常に改善を行っているところです。一方、認可外保育施設については、認可施設に準じた運営がなされているか、指導監査を実施することにより、設備及び運営の状況に問題がある場合、改善指導等を行っていくこととなります。本市では、中核市移行により、保育所や認可外保育施設に対する指導監査等の権限が県から

移譲されたことから、よりきめ細かな指導体制が確立されたものと認識をしており、適切な運営を指導してまいります。次に、市内に22か所ある小規模保育事業所は、特に待機児童の多い0歳児から2歳児までの児童を受け入れることができる施設であり、待機児童数を大きく減らすことができた一助となっていると認識しております。なお、現時点において、小規模保育施設整備の計画はございません。認可保育所については、現在のところ新園の整備支援計画はございませんが、待機児童の解消に向け、既存保育所の定員増を求めるとともに、老朽化する既存保育所の定員増を伴う増改築を支援することとしております。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして、項目14事務事業の見直しの中、包括外部監査につきまして、行政経営課よりお願いします。

○**事務局** **委員長**より包括外部監査のテーマや活動などの状況について御質問をいただきました。回答としましては、包括外部監査のテーマについては包括外部監査人が選定するものであり、今年度は「公有財産等の管理に関する財務事務の執行について」を設定しております。具体的には、公有財産の現物管理は適正になされているか、公有財産に関する台帳は適切に整備されているか、公有財産は有効に活用されているか、公有財産の処分は適切になされているか、目的外使用の手続きは規則に沿ってなされているか、貸付料の計算、減免の際の判断は規則に沿って適切になされているかなどを監査の視点とし、対象部署へのヒアリング、保管する文書の閲覧・照合、公有財産の管理状況の視察及びその他必要な分析等が実施される予定です。現在は、庁内全課を対象に公有財産等の管理状況に係る調査を実施しているところであり、年度末を目途に市長へ監査報告書が提出される予定となっております。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして、項目14事務事業の見直しの中、事務改善に係る職員提案制度の活用について、行政経営課よりお願いします。

○**事務局** はい。こちらは**副委員長**より御質問をいただいております。内容としては、提案の採択本数や効果はどうかというものでした。回答でございますが、事務改善に係る職員提案の採択本数については、資料でお示ししたとおりでございます。職員提案制度の活用の効果といたしまして、主だった採用提案を御紹介します。平成29年度採用提案の「庁内電話の効率化」では、各課の内線番号入り座席表を庁内グループウェアへ掲示することにより、内線電話における取次ぎの手間を減らし、事務の効率化へつながりました。また、平成30年度採用提案の「リサイクル封筒収集箱の設置」では、使用済封筒の再利用を図るため、全庁的な集約を行うことで、部署間の平準化が図られ、より一層のリサイクル封筒の活用の推進につながりました。引き続き、職員の改革・改善意識の向上を図るため、事務改善に係る職員提案制度等を活用してまいります。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして、項目16一部事務組合のあり方の検討について、農政課よりお願いします。

○**農政課** 農政課よりお答えさせていただきます。御質問の内容としては、水戸地方農業共

済事務組合の統合は平成 28 年度計画だったが、現在一部凍結されている理由と見通しはどうかというものでした。回答としましては、農業共済の統合については、平成 25 年より、1 県 1 組合化を目指す「茨城県農業共済特定組合設立推進協議会」において協議されてきました。しかし、平成 26 年 3 月、協議の中心的役割を担ってきた茨城県農業共済組合連合会において、業務に必要な固定資産の取得や飲食費等の支出が発覚し、国より指導を受けたことを受け、合併協議の前に、まずは連合会の信頼を回復する必要があるとして、平成 27 年 1 月、協議が凍結されました。その後、平成 28 年 1 月には、県西農業共済組合が合併に賛同しないことを表明し、協議は完全に停止しました。令和元年 5 月になって、県西を除く 5 組合等により、合併協議の再開が確認され、同年 7 月、新たに「茨城県農業共済 5 組合等合併推進協議会」が設立されました。令和 2 年 2 月に入り、新型コロナウイルス感染症拡大により協議が中断していましたが、6 月 30 日に再開され、合併期日を令和 4 年 4 月 1 日とする、合併までのスケジュールが示されたところです。今後は、令和 3 年度中に、事務組合構成市町村議会における事務組合の解散議決や、各共済組合における合併決議など、合併に必要な手続きを進めることとなります。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。続きまして、項目 17 事務事業の民間活力活用の推進の中の、ごみ収集業務について、ごみ減量課よりお願いします。

○ごみ減量課 はい。ごみ収集業務につきまして、ごみの分別が新しく 4 月から変わりましたが、ごみの出し方で混乱なくできていますかという御質問と、環境問題にとってリサイクルを推進する事は大きい事と思います。実施にあたっては予測数値をたてたと思いますが、教えてほしいという御質問でした。回答としましては、4 月からの新たなごみの分別に伴う市民のごみの出し方について、蛍光管やスプレー缶などの有害ごみが燃えないごみの指定袋を使って排出されたり、収集日でない日に資源物やごみが出されていたりするなど、ごみの分別方法や収集日のルールが徹底されていない状況がありました。これらの課題の解決に向けては、新たな制度の周知徹底を図ることが最も重要であり、分別が不十分でごみが収集されないことがないようにするためにも、引き続き、制度の詳細を分かりやすくまとめたパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方」を配布するとともに、広報みと、市ホームページなどで啓発するほか、今後導入するスマートフォンの「LINE」を活用したごみ分別に関する情報を発信するなど、市民のかたがたへ丁寧な説明に努めてまいります。次に資源物の予測数値についてお答えします。4 月から資源物として新たに追加した白色トレイ、プラスチック製容器包装及びペットボトルにつきましては、21 ページに【別紙】がございます。【別紙】水戸市ごみ処理基本計画（第 3 次）に設定した推計値のとおり、2020 年度において白色トレイを含むプラスチック製容器包装が 2,747 トン、ペットボトルが 596 トンの収集量を見込んでおります。実績につきましては、本年 4 月から 7 月までの 4 か月の白色トレイを含むプラスチック製容器包装が 464 トン、ペットボトルは 115 トンとなり、徐々に市民の皆様のごみ分別の意識が浸透し、収集量が伸びてきております。今後とも、ごみの発生抑制、再使用、再資源化の施策を総合的に展開し、「快適な未来へ進む資源循環型都市・

水戸」の構築を目指してまいります。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。続きまして、項目 18 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進の中の、保育所・幼稚園について、幼児教育課よりお願いします。

○**幼児教育課** はい。幼児教育・保育の無償化に伴い、市立幼稚園・保育所の申込状況に変化につきましてお答えいたします。市立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）における令和 2 年 4 月の新規入園者数は 205 人であり、前年同月の 243 人と比べて 15.6 パーセント減となっております。平成 31 年 4 月は前年同月比 18.5 パーセント減であり、わずかながら減少幅は小さくなったところです。幼保連携型認定こども園となった 2 園については、常澄は申込者数が 12 人から 14 人に増加、内原は 30 人から 25 人に減少しております。一方、市立保育所の令和 2 年 4 月 1 次選考の申込者数（第 1 希望のみ）は 137 人であり、前年同月の 192 人と比べて 28.6 パーセント減となっておりますが、幼保連携型認定こども園となった 2 園の保育所機能部分については、常澄は 11 人から 12 人へ、内原は 15 人から 23 人へと増加しております。保育所ごとの申込者数は、地域の未就学児数や、周辺保育施設も含めた受入れ枠の空き状況などにより変動があるため、直ちに幼児教育・保育の無償化や幼保連携型認定こども園への移行が関係しているとは言えませんが、今後も状況を注視してまいります。申込者数としては、今年度新規申込者数は昨年度より 130 人以上の増加がございました。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。同じく項目 18 の公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進の中の、新市民会館について、新市民会館整備課よりお願いします。

○**新市民会館整備課** はい。質問内容につきましては、新市民会館の指定管理者の選定方法、指定の状況はどのようなものかというものでした。

回答としましては、新市民会館の指定管理者の選定方法につきましては、新市民会館の管理運営に関する複数の提案から最適な提案をしてきた事業者を選ぶことができる公募を導入することが決まっており、他の文化施設を運営した経験を有する事業者なども含めて、広く指定管理者の募集を行います。また、スケジュールにつきましては、今後、新市民会館の設置管理に関する条例（案）を水戸市議会に提出し、議決をいただいた後、全国に向けて募集を行い、指定管理者候補者を選定します。その後、指定管理者の指定に関する議案を市議会に提出し、議決をいただいた後に、指定管理者を指定する予定となっております。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。第 3 の柱についての質問と回答でした。これについて、御意見や御質問等ございますか。

○\_\_\_**委員** よろしいですか。15 ページの保育所・幼稚園の適正配置について、保育士の働き方が劣悪であるというお話がありましたが、今どのような問題があるか、賃金が安いというのは御存じのとおりだと思います。延長保育や土日休日保育なども増えていますが、実際のところ労務管理ができていない、時間外労働の分が払われていない、出勤簿のようなものだけで計られている保育園が多いそうです。そのような状況で働いているため、何かあれば辞めてしまい人手不足になってしまっている。どのような職場環境なのか、しっかりと認

識して指導の項目に入れていただきたいと思います。介護の現状も似たような問題を抱えていると思いますので、その点も合わせて認識していただきたいと思います。

○\_\_\_委員長 今の御指摘について、市で把握されていることはありますか。

○幼児教育課 \_\_\_委員のおっしゃるとおりでございます。待機児童が発生する要因の一つとして、定員まで児童を受け入れられないことがあげられます。やはり保育士不足が一番の原因でして、働き方や賃金の問題についていろいろと改善を行っております。女性の多い職場ということで、結婚を機に退職したり、産休育休を取っている間の代替りの人がなかなか見つからなかったりという状況でございます。保育士のメンタル管理についても、幼児教育課から指導担当の職員を付けてフォローしているところでございます。

○\_\_\_委員長 手当が払われないという話がありましたが、その辺りはいかがですか。

○幼児教育課 それにつきましては、運営費として国、県、市からの補助金を使って支払っております。

○\_\_\_委員長 分かりました。他にはありますか。

○\_\_\_副委員長 よろしいですか。資料②の18ページ、職員提案の採択本数について、不採用と却下の違いは何でしょうか。それと、どういう理由で不採用や却下となったのか、お聞かせください。

○事務局 不採用あるいは却下というのは、例えば却下は、既に見直し・改善が行われている提案であるため、却下という形にしております。改善提案をされているのですが、事務の実態の中で現実的に難しい提案は不採用としている場合もございます。

○\_\_\_副委員長 どういう提案が不採用になったか、教えていただけますか。採用、不採用は誰がどのような権限で決めるのでしょうか。

○事務局 行政改革推進本部という市長を本部長とした組織がありまして、その下部組織に行政改革推進本部調査部会がございます。こちらは総務部長をトップとしており、この中で実際に提案内容について審議をしております。採用に至らない提案についても、趣旨として理解できる部分については、逐次担当課へ情報提供という形で伝えております。本日は用意がないため、具体的に不採用となった提案はこの場ではお出しできません。

○\_\_\_副委員長 わかりました。

○\_\_\_委員長 よろしいでしょうか。\_\_\_委員から保育所・幼稚園の適正配置の中で、祖父母が遠方にある家庭を優先してほしいという意見についてはいかがでしょうか。

○\_\_\_委員 質問というよりは要望という形で書かせていただきました。周りの子育て世代のかたがたからそういう要望を聞いたことがありましたので、優先事項にならないかなと思いました。

○\_\_\_委員長 結論から言うと、遠方の家庭を優先することはできるのでしょうか。

○幼児教育課 祖父母が市外など遠方にいる、ということだけで優先するのは難しいです。要件の一つとしては入っています。

○\_\_\_委員長 わかりました。その他にはいかがですか。

○委員 よろしいですか。資料②の 20 ページ、ごみの収集業務について各地区別の御説明がありまして、周知を図る努力をされていると思いました。ごみの出し方で混乱が生じていないか質問させていただきましたが、近所のごみ出しの様子を見てみると分別されていないか、置いていかれてしまったりしているものもありまして、まだ理解されていないのかなと感じました。ごみの分別が変わったことでこういう効果があるとか、こういうリユースができるとか、別紙をいただきましたがちょっと分かりにくいです。市民にも分かりやすいようなチラシや広報手段は今まで見たことがないのですが、そういうことはされていますか。

○ごみ減量課 市民のかたに分かりやすいものとしては、「資源物とごみの分け方・出し方」という小冊子を全家庭にポストイングしまして、周知を図っております。

○委員 それに対してこういう効果がありますと、意欲をかきたてるようなチラシとかそういったものはありますか。

○ごみ減量課 そのパンフレットには効果については記載されていないです。

○委員 身近な例があれば、例えばペットボトルを何本出したらこういう結果になるとか、分かりやすい広報の仕方があると市民としてはうれしいです。

○委員長 そういったことも検討していただけるようお願いいたします。その他にはありますか。

<意見なし>

○委員長 それでは、第 4 の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」の項目 21 中長期的視点に基づく財政運営について、財政課よりお願いします。

○財政課 それでは、24 ページを御覧ください。中長期的視点に基づく財政運営について、市民に分かりやすく公表するとなっているが、具体的な方策についての御質問でした。回答としましては、中長期的視点に基づく財政運営は、市民生活を支える行政サービスを安定的に提供し、将来にわたり市民生活に対する安心感を醸成するため、とても重要なものです。このため、本市は、その指針となる「みと財政安心ビジョン」を策定し、市ホームページで公表しています。このビジョンは、平成 28 年 1 月に初めて策定した後、予算措置や個別事業の進行状況、社会経済情勢の変化を踏まえ、毎年度改定を行っております。このビジョンにおいては、4 大プロジェクト（市役所新庁舎・新ごみ処理施設・新市民会館・東町運動公園新体育館）それぞれの事業費と財源内訳等を示す財政計画とともに、その影響を踏まえた今後 5 年間の本市の財政見通しを明らかにしています。財政見通しとしては、歳入歳出の収支に加えて、市の貯金である財政調整基金の残高、市の借金である市債の残高、市債の償還費である公債費負担、財政運営の健全性を示す指標である財政健全化判断比率の推計を示しており、市の財政状況を総合的に理解できるよう努めています。

○委員長 ありがとうございます。続きまして、項目 22 給与の適正化について、人事課よりお願いします。

○人事課 資料②の 25 ページを御覧ください。人事評価結果の給与への反映について、未



達成である具体的な理由、状況、今後の見通しなどはどのようなものかという御質問でした。回答としましては、本市では人事評価制度を計画的な人材育成及びコミュニケーションによる組織の活性化を図るツールとして位置付け、課題を検証しながら年次的に対象者を拡大してまいりました。人事評価結果の給与への反映につきましては、当初の計画として、平成29年度からの実施を見込み、持続可能で確実な導入効果を期すため、これまで繰り返し評価結果の分析・検証を続けてきましたが、制度への信頼性、納得性等が確保された制度設計が完了せず、現在もなお実施に至っていないものでございます。しかしながら、人事評価結果の人事管理への活用の重要性は年々高まっており、現在、職員の能力や実績を処遇に反映するための具体的な制度設計を進めているところでございます。今後、早急に制度案を取りまとめ、令和2年度末までに制度整備を行い、令和3年度に実施する人事評価の結果から、翌年度の昇給、勤勉手当等へ反映していくことを予定しております。多くの職員から信頼され、組織力の向上につながる制度が実現できるよう、引き続き努力してまいります。

○委員長 ありがとうございます。続きまして、項目24 社会保障制度の適正な運営について、生活福祉課よりお願いします。

○生活福祉課 就労支援の推進における実施状況の評価についてと、不正受給の防止における実施状況の評価について、「扶養義務調査」における年度計画の設定根拠と「援助開始件数」についての御質問をいただいております。まず一つめ、生活保護受給者の中には高齢や疾病により仕事ができないかたばかりではなく、失業等により生活に困窮したことで保護を受給しているかたもおります。このため、就労可能なかたについては、自立に向けた支援を行うために就労支援を実施しているところでございます。就労支援に対する効果につきましては、御指摘のとおり、就労者数が就労支援を行っている人に対してどのくらい占めているのかを把握できるよう、就労支援を行っている人数についても記載してまいります。二つめの不正受給認定件数につきましては、当該年度に徴収決定した件数及び金額を記載しております。また、不正受給徴収金納入済額につきましては、不正受給のあったほとんどが発覚時において既に消費済みであり、一括納付が困難なことから数年にかけて分割納付されるため、当該年度に徴収決定した額よりも少額となっております。御指摘のとおり、不正受給徴収金納入済額がどのくらいの徴収率になるのか把握できるよう、当該年度の調定額も記載してまいります。三つめの扶養担当職員が行う業務は、市内の扶養義務者宅を訪問する扶養調査のほか、市外の扶養義務者に扶養届を送付する扶養調査、扶養義務者の居所を把握する戸籍調査などがございます。これらの業務量のうち訪問調査活動に割ける時間は週1日（4～5戸）程度であることから、年間の目標を200戸としております。最後に、援助開始件数とは、扶養調査を実施したことにより、仕送りや引取扶養が行われた件数のことでございます。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。続きまして、項目26の収納率の向上の中、保育所利用者負担金についてですので、幼児教育課よりお願いします。

○幼児教育課 はい。現年度分の保育所利用者負担金については、督促・催告等と併せて、

保護者からの申出により児童手当から保育料の滞納分を徴収する制度の周知と申出書の提出促進を図ることで、収入未済額の増加を抑制しております。過年度分については、現年度と同様に申出徴収を実施するとともに、金融機関や勤務先等への財産調査をもとに差押や滞納処分執行停止を行い、収入未済額の縮減に努めております。なお、時効消滅は平成30年度21件470千円から令和元年度15件192千円へと減少しております。

○**委員長** ありがとうございます。同じく収納率の向上の中、市営住宅家賃について住宅政策課よりお願いします。

○**住宅政策課** はい。質問内容としては、市営住宅家賃の収納率が50パーセント台後半から60パーセント台前半と低いように思われるが問題はないのかということと、市営住宅家賃の収入未済額が減少してきているが、どのような形で圧縮しているのかということでした。収納率ですが、御指摘のとおり、低い数値であると考えております。水戸市が中核市に移行しましたが、中核市は全国に約60市ございます。その中核市で管理しております市営住宅の収納率を見ますと平均で85パーセント程度でして、それと比較して水戸市は61パーセントですから、かなり低い状況であると認識しております。その61パーセントの中身ですが、現年度分と過年度分の二つの区分がございます。現年度分については97パーセント、支払いが滞ってしまった分について支払いを行っていただいた分については10パーセント程度という状況でございます。合わせて61パーセントとなっております。過去には90パーセント台と高い収納率であった時期もございましたが、低金利等で一度下がってしまった後、なかなか収納率が上がらない状況でございました。近年、高額滞納者に対し、民事手続きや退去滞納者への催告を強化するなど、さまざまな取組の効果が徐々に表れており、収納率は向上しています。50パーセント台だったものがようやく昨年度に60パーセントになりました。新型コロナウイルスの影響で収入が厳しいかたもいますが、一つ一つ個別に対応していきたいと考えております。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。同じく項目26 収納率の向上の中、収納率向上に向けた取組の推進について、収税課よりお願いします。

○**収税課** はい。実施期間の4年間の中で、収納率向上に向けて、具体的にどういった取組を行ったのかという御質問でした。これまでの取組としましては、「広報みと」や市ホームページ、庁内放送等を活用して口座振替の推進や納期内納付について啓発に努めるとともに、納税者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付に加えて、令和2年度よりスマートフォン決済アプリを利用した納税手段の導入など、納付機会の拡充に努めてまいりました。また、新たに滞納となった場合には、納期内納付者との公平性の観点から、滞納初期の早い段階から催告書の発送や納税相談に着手し、さらには財産調査の徹底を図りながら、適切な滞納処分執行に努め、収入未済額と時効による不納欠損額の縮減に取り組んでまいりました。なお、徴収事務は専門性が強く求められるため、県や税務署、茨城租税債権管理機構等が主催する研修、さらには市町村アカデミーなどにも積極的に職員を派遣しております。また、課内においても、徴収事務経験2年目以降の職員に

よる新任職員研修のほか、債権の区分ごとに収納対策本部主催による外部講師を招いての実務研修など、全庁的な研修機会の充実に努め、職員のスキルアップを図ってまいりました。今後につきましても、納税者等の個々の状況を踏まえた丁寧な納付相談を実施するとともに、財産調査等に基づく滞納処分など、法的措置の執行に努め、収納率の向上を図ってまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。同じく項目 26 収納率の向上の中、収納率向上に向けた取組の推進について、人事課よりお願いします。

○**人事課** はい。資料②の 30 ページを御覧ください。御質問は、市税徴収等事務に対する評価についてです。回答としましては、本市の人事評価制度につきましては、まさに御指摘いただいた点、上司の主観的な評価にならないよう留意しながら、公平性・公正性、納得性、透明性及び信頼性を確保することを基本的な考え方とし、客観的な評価基準に基づいて評価がなされる仕組みを整備した上で、毎年度実施しているところでございます。また、評価誤差や評価エラーを極力少なくするため、評価者は、研修による評価者訓練を通じて、継続的に評価スキルの向上を図ることとしております。さらに、現在、職員の能力や実績を給与等に反映するための制度設計を進めているところであり、職員のモチベーションの向上につながっていくものと考えております。今後も、計画的な人材育成及びコミュニケーションによる組織の活性化を図るための重要なツールとして、信頼性の高い人事評価を実施していくことにより、組織力の更なる向上を目指してまいります。

○**委員長** ありがとうございます。同じく項目 26 収納率の向上の中、収納率向上に向けた取組の推進について、行政経営課よりお願いします。

○**事務局** それでは、資料②の 31 ページを御覧ください。収納率向上に向けた取組の推進について、公債権、私債権がありますが、給食費の未納については表示がありませんが、なぜでしょうかという御質問でした。収納率の向上については、各債権の収納率の状況や債権額の大きさを考慮し、市民税等を年度計画に位置付けました。学校給食費は収納率が約 99 パーセントと非常に高かったことから、行財政改革プラン 2016 前期実施計画の年度計画に位置付けはしませんでした。なお、後期実施計画では、調定額 1 億円以上の大規模な債権を対象に位置付けることとしたため、学校給食費も対象にしております。今後も、債権の種別に応じて、督促等を適切に実施し、効率的かつ効果的な滞納整理事務を推進してまいります。

○**委員長** ありがとうございます。続いて、項目 27 の受益者負担金の適正化の中、下水道事業の公営企業化について、下水道管理課よりお願いします。

○**下水道管理課** はい、資料②の 32 ページになります。上下水道局設置の効果はどのようなところにみられるか、という御質問でした。下水道事業は、平成 31 年 4 月から、地方公営企業法を全部適用しました。これにより、下水道事業が総務・契約・検査・出納事務を独自に処理することとなり、組織や人員の増が見込まれておりましたが、水道部と下水道部を組織統合し、上下水道局を設置したことにより、水道事業と共通する事務を共同処理するなど、組織の合理化、事務処理の効率化を進める効果がありました。

今後は、公営企業の経営に関するノウハウが上下水道局に集約・蓄積されることにより、これまで以上に経営の効率化が進むとともに、事務の共同処理の範囲を拡大していくことにより、より一層の組織の合理化などの効果が現れてくるものと考えております。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。第4の柱については以上です。私から、生活保護について質問させていただきましたが、新規認定数や、不正受給額のうち返還された率などは把握されていないのですか。

○生活福祉課 はい。新規認定件数は令和元年度で138件となっております。その中で納入済み件数が88件です。

○\_\_\_委員長 これは増えているのですか、それとも減っていますか。

○生活福祉課 だいたい横ばいです。

○\_\_\_委員長 新型コロナウイルスの影響で、今年度は増えているということはあるのですか。

○生活福祉課 新規件数につきましては、大きな動きはないです。

○\_\_\_委員長 返還率のほうはどうですか。

○生活福祉課 すみません。訂正がございまして、先ほど新規認定数は138件と申し上げましたが、これは不正受給件数でした。そのうち返還数が88件でございました。改めて御説明させていただきますが、今年度の4月から7月末現在の新規認定数は193件となっております。昨年度は450件、一昨年は613件でした。

○\_\_\_委員長 そうすると、あまり増えていないのですね。

○生活福祉課 現在の状況では、いろいろな給付金等がありますので、大きな増にはなっていないのかと考えております。

○\_\_\_委員長 わかりました。もう一つ私から、市営住宅家賃の収納率が他市と比べて低いと思いますが、何か理由があるのですか。

○住宅政策課 他の市町村の担当者に話を聞きますと、水戸市は法的措置に着手するのがやや遅かったというのがあります。公営住宅にはセーフティネットとしての役割があるという意味合いもありまして、他市町村では福祉部門が住宅を管理しているところもあります。我々は都市計画部という部署で住宅管理をしておりますが、若干福祉寄りのほうに動いていた部分があったかと思えます。現在は、福祉部といろいろな情報交換をしながら、適正に家賃を収納しようということで、法的措置についても積極的に取り扱っておりますので、何年後かには数字も少しずつ上がっていくと考えております。

○\_\_\_委員長 わかりました。関係部署との連携は大事なことと思っておりますので、よろしくお願いします。他にはいかがですか。

○\_\_\_委員 よろしいですか。下水道事業についてお聞きしたいことがあります。私は水戸市緑町のアダストリアみとアリーナ近くで店をやっているのですが、長期にわたる大雨の洪水被害というのは大きく取り上げられるのですが、短時間のゲリラ豪雨によって店の脇の道に四方から雨水が流れ込んできて、下水の土管が狭いためか腰のあたりまで水が上が

ってきてしまうことがありました。従業員の車が浸水の被害を受けたり、外置きのごみ箱が流されたり、怖い思いをしたことがこの5年間で2、3回ありました。そういう場所が水戸市内にもあることを分かっていたら、整備を進めていただきたいと思います。

○**下水道管理課** お話いただいた件につきましては、市長からも話をいただいております。調査を進めているところでございます。近年のゲリラ豪雨によって、冠水被害が出るものが若干増えてきております。なるべく早急に解消できるよう努めてまいります。

○**委員長** それでは、第4の柱については以上でよろしいでしょうか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、第5の柱「地方創生時代にふさわしい人材の育成」の、項目32 多様な人材の確保について、人事課よりお願いします。

○**人事課** それでは、資料②の33ページでございます。女性職員の管理職への登用についての御質問でございました。管理職に占める女性職員の割合については、平成28年4月に策定した「水戸市女性職員活躍推進行動計画」において、令和2年度までに22パーセントまで引き上げることを目標に、平成27年度11.8パーセントだった割合を、令和元年度に14.3パーセントまで引き上げましたが、目標達成には至っていない状況となっております。本行動計画の策定に当たり、平成27年度に実施した職員の意識調査では、「役職者になりたいか」との質問に対し、回答した女性職員の78.4パーセントが「どちらかといえばなりたくない」あるいは「なりたくない」と回答しており、その理由としては、「自分の能力に自信がない」、「仕事と生活の両立ができなくなる」という順に回答が多いという結果でありました。この背景には、女性職員が育児休業や育児部分休業を取得することで、職務から一定期間離れるケースが多いことや、学校行事への参加など時間的制約がある中で職務をこなすといった環境となることで、役職者としての役割と家庭生活との両立が困難であると受け止めていることが一因ではないかと考えております。このため、平成28年度から、女性の活躍が求められる背景や女性として職場で活躍するための心構え、これからのキャリアをどのように構築していくかなどを学ぶため「女性職員キャリアアップ支援研修」を実施するとともに、本行動計画について改めて周知し、意識啓発を図ってまいりました。一方で、女性職員だけでなく、男性職員の家庭生活への更なる参画が求められておりますので、職場のマネジメントを担う管理職員に対し、働き方を変えるための考え方や具体的な行動等について意識付けするために「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施するほか、男性職員も利用できる仕事と育児の両立支援制度について周知を図るなどの取組を進め、市役所全体として育児と仕事が両立できる、働きやすい職場環境づくりに努めているところです。今後も、女性職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備や適正な人事配置、能力開発等を図り、人材育成に取り組むとともに、将来的に管理職となる人材を計画的に確保できるよう、女性職員を係長等に積極的に登用し、人材の裾野の拡大を図りながら、管理職員への女性職員の登用拡大に取り組んでまいります。

○**委員長** ありがとうございます。続いて、項目33 ワーク・ライフ・バランスの推進

について、人事課よりお願いします。

○**人事課** 回答としましては、本市においては、精神性疾患により1か月以上の長期療養休暇を取得した職員が、平成30年度は43人で、職員全体に対する割合が2.1パーセント、令和元年度は48人で、割合が2.3パーセントとなっており、直近の全国の地方公務員の平均値が平成29年度は1.4パーセント、平成30年度は1.5パーセントと、平均と比較して高い状態となっております。精神性疾患の主な原因につきましては、業務の分量・困難さ、人間関係などの職場内の問題のほか、家庭の事情など職場を離れた部分での悩みも多く、さらに、これらが重なり合っている場合も見受けられ、多岐にわたっている状況にあります。これまで、平成22年に策定した「水戸市職員の心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス対策として、産業医や健康管理保健師による面接、保健指導を行うとともに、精神科健康管理医による健康相談や長期療養休暇者への復帰支援に取り組むなど、主治医や所属長等と協力しながら、職員がスムーズに職場復帰できるよう、相談・支援体制の充実強化を図ってきたところでございます。職員の心身の健康を確保することは、行政運営上の重要な課題でありますので、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐため全職員に実施しているストレスチェックによりセルフケアの推進を図るとともに、高ストレスの職員の産業医面談の実施、さらには、所属長に対し、ストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善に関する研修の実施など、予防と再発防止の両面からメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでまいります。

○**委員長** ありがとうございます。水戸市は女性職員の管理職登用も少ないし、精神性疾患で休まれている人も多い、同規模の自治体と比べて問題がありそうですね。

○**人事課** 女性職員に関しては、目標値には達してはおりませんが割合を上げるべく努力しております。メンタルヘルスのほうは、一生懸命取り組んでいるのですが、逆に値が増えてしまっている状況です。他の職員に対する影響も大きいので、より積極的に取り組んでまいります。

○**委員長** ありがとうございました。その他に御意見等ございますか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、事前に提出をいただいた質問とそれに関連する質疑については以上で終了としたいと思います。特に御意見がないようでしたら、以上をもちまして審議を終了といたします。委員の皆様には、貴重な御意見を多数いただき、ありがとうございました。各委員からいただいた御意見等も踏まえて、水戸市行財政改革プラン2016の適切な進行管理を行っていただくようお願いします。それでは、進行を事務局へ戻します。

○**事務局** 本日は、長時間にわたる御審議をいただきまして、ありがとうございました。今回の委員会につきましては、来年度に開催し、行財政改革プラン2016後期実施計画の令和2年度の実施状況について報告し、御審議いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回水戸市行政改革推進委員会を終わりといたします。ありがとうございました。